泊発電所３号炉審査資料	
資料番号	資料７－３
提出年月日	令和4年12月21日

泊発電所３号炉　ヒアリングにおける指摘事項に対する回答一覧表
（第24条 安全保護回路）

ID	No	指摘事項の内容	審査日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221201-17	1	デジタル計算機のパスワード管理について・実態に即した記載に適正化すること。	R4.12.1	本日回答		実態として，泊３号炉では「保守ツールをパスワード管理」することで，デジタル計算機への電気的アクセスを制限していることを踏まえ，パスワード管理の対象が「保守ツール」であることを明記しました。	資料7-1「泊発電所３号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）　第24条 安全保護回路（DB24 r.7.0）」 ・p.24条-13，39，40，42，46，56，58，59	
221201-18	2	「ディジタル」という記載について・設置許可基準規則の解釈及び先行の記載を踏まえて・必要に応じて適正化すること。	R4.12.1	本日回答		技術基準規則第35条「安全保護装置」の解釈にて「ディジタル」は「デジタル」と読み替えることが明記されていることを踏まえ，JEAC4620及びJEAG4609の標題を除き，資料全般「デジタル」に記載を修正しました。		
221201-19	3	比較表について・大飯と泊の設備のデジタル化範囲の違いがまとめ資料の後半で出てくるため・その旨を冒頭に記載すること。	R4.12.1	本日回答		比較表冒頭の「比較結果等をとりまとめた資料」に，2-2「先行プラントとの設備構成の相違」として追記しました。	資料7-2「泊発電所３号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表第24条 安全保護回路（DB24-9 r.7.0）」 ・p.とりまとめた資料-2，24-1	
221201-20	4	計算機固有のプログラム及び言語を使用することについて・泊３号炉の実態及び先行の記載を踏まえて・必要に応じて記載を適正化すること。	R4.12.1	本日回答		実態として，泊３号炉では「プラグラム及びプログラム言語の両方が計算機固有」であることを踏まえ，「計算機固有のプログラム及びプログラム言語を使用」に記載を修正しました。	資料7-1「泊発電所３号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）　第24条 安全保護回路（DB24 r.7.0）」 ・p.24条-12，39，42，59	

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。